后川来公報

令和 4 年 3 月 31 日 (木曜日)

号

外

(第 31 号)

目 次

人事委員会

- ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則
- ○石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正 する規則
- ○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正
- ○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正

人 事 委 員 会

1

2

今和四年三月三十一日一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

正する。一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改

Г		Г		
<u> 民</u> 概集十二十	円	***	円	に収める。
	30,400		50,000	
	30,400		47,000	
	30,400		44,000	
	30,400		41,000	
	30,400		38,000	
	28,400		35,000	
	26,400		32,000	
	24,300		29,000	
	22,300		26,000	
	20,300		23,000	
	17,300		19,500	
	14,200		16,000	
	11,200		12,500	
	8,200		9,000	
	5,200		5,500	
ſ	- 	J JE MD 1p	شا / بر. با	

钟 副

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十一日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第六号

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

第一条の二中「第二条第四号イ③一を「第二条第四号イ②」に改める。石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

る。頃において「養子縁組里親」という。)」を加え、「により、同法第六条の四第二号に規定する」を「により、」に改め第一条の三第一項第二号中「委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」の下に「(以下この

第十四条の二中「第二十二条第二号ローを「第二十二条第二号」に改める。

第十八条を第二十一条とし、第十七条の次に次の三条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。れに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他こ
- ないようにしなければならない。 3 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることが

(勤務環境の整備に関する措置)

らない。第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければな

- 一職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(育児休業の取得の状況の公表)

業の取得の状況を公表しなければならない。第二十条 任命権者は、毎年度(毎年四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)、前年度における職員の育児休

部 記

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県人事委員会訓令第1号

石川県人事委員会事務局

石川県人事委員会事務局文書取扱規程(平成5年石川県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月31日

石川県人事委員会

第3条第1号中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第40条第1号中「永年」を「30年」に改める。

第46条第1項中「(用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのとき)は、」を「、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改め、同条の次に次の1条を加える。 (石川県立図書館への移管)

第46条の2 総務課長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館(以下「図書館」という。)に移管し、 又は前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

- 2 総務課長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。
- 3 総務課長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、令 和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

石川県人事委員会

別表知事の部第12号の項中「歴史博物館」の次に「、図書館」を加え、同表教育委員会の部第12号の項中「、図書 館」を削る。